

2020年度 事業計画書

2020年9月1日から2021年8月31日まで

特定非営利活動法人 消費者スマイル基金

1 事業実施の方針

過去6回の助成事業の成果を効果的に周知・広報することで安定的な寄付金の獲得につなげ、消費者トラブルの防止や、被害回復に全力で取り組んでいる特定適格消費者団体、適格消費者団体、めざす団体の皆様にとって力強い支援となることをめざします。

2 事業の実施に関する事項

特定非営利活動に係る事業

(1)

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	事業費の予定額(千円)
(1) 各種消費者被害の拡大防止のために、不当な約款・不当な勧誘行為等の差止請求権を行使する団体への助成	助成応募団体からの申請に基づき理事会にて助成事案の検討を行い、実施する。	春・秋 年2回を予定	千代田区プラザエフ	各会議毎5名から10名	全国の消費者不特定多数	1,000
(2) 各種消費者被害の回復・防止のために、消費者裁判手続特例法を行使する団体への助成	助成応募団体からの申請に基づき理事会にて助成事案の検討を行い、実施する。	春・秋 年2回を予定	千代田区プラザエフ	各会議毎5名から10名	全国の消費者不特定多数	1,000
(3) 各種消費者被害の相談業務を行っている団体への助成	助成応募団体からの申請に基づき理事会にて助成事案の検討を行い、実施する。	春・秋 年2回を予定	千代田区プラザエフ	各会議毎5名から10名	全国の消費者不特定多数	1,000
(4) 消費者団体による消費者に係る裁判外紛争解決手続への助成	助成応募団体からの申請に基づき理事会にて助成事案の検討を行い、実施する。	春・秋 年2回を予定	千代田区プラザエフ	各会議毎5名から10名	全国の消費者不特定多数	0
(5) 消費者被害や消費者政策に関する情報提供や消費者教育、啓発事業	シンポジウムの開催 他団体との協賛 啓発冊子の配布	年1回程度の開催を目標とする	千代田区プラザエフ	5名程度	全国の消費者100名程度	155